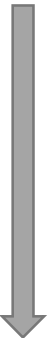


ペット霊園（移動火葬業を除く）の手続について

京都市では、平成27年7月から京都市ペット霊園の設置等に関する条例が施行されています。ペット霊園（移動火葬業を除く）を開業する前に、本条例に基づき許可が必要ですので、以下の流れに沿って、手続を進めてください。

1 事前相談（条例第6条）

- ・ 手続の概要について説明しますので医療衛生企画課を訪問してください。
- ・ 予定される事業の内容により、他の関係課への相談を行ってください。
(関係課に事前相談チェックリストへの押印等行ってもら必要があります。)



* 用途地域について	: 都市計画課
* 墓地の排水設備について	: 開発指導課
* 景観に配慮した目隠し	: 風致保全課
* 火葬設備	: 環境保全創造課

2 事前協議書提出（条例第6条、規則第3条）

- 
- ・ 添付書類（規則第3条、別表（1）及び事前相談チェックリスト）を添えて、医療衛生企画課に6部提出してください。医療衛生企画課から他の関係課と協議を行います。
 - ・ 提出書類を精査及び検討し、提出書類の是正や他法令に基づく確認を求めることがありますので、その際は対応してください。
 - ・ 事前協議が終了次第、通知書を発行します。
 - ・ 事前協議は許可申請の3箇月前までに行わなければなりません。

3 標識の設置及び届出（条例第7条、規則第4条）

- 
- ・ 事前協議終了後、規則第4条で定める標識をペット霊園予定地の近隣住民や通行人等が見やすい場所に掲示してください。
 - ・ 掲示後直ちに、標識を設置した場所の地図及び設置の状況等を示す写真を添えて、標識設置届出を提出してください。
 - ・ 標識は説明会を開催するまでの間、設置する必要があります。
 - ・ 標識の設置は許可申請の2箇月前までに実施してください。

4 説明会開催及び報告（条例第8条、規則第5条）

- 
- ・ 近隣住民等に対し、予定するペット霊園の種類や規模等について周知するための説明会を開催してください。

- 
- ・ 事前協議書提出時点で開催日時及び会場が決まっていなかった場合は、決定次第、医療衛生企画課にお知らせください。
 - ・ 説明会を開催する予定の日の1週間前までに、開催日時及び会場を公示してください。（標識の掲示をもって公示とすることができます。）
 - ・ 説明会は許可申請の1箇月前までに実施してください。
 - ・ 説明会開催後、速やかに説明会開催状況報告書を提出してください。
 - ・ 説明会で出された意見や要望、質問に対する回答については、誠実に対応するとともに、詳細に報告してください。

5 設置等許可申請書提出（条例第9条、規則第6条）

- 
- ・ 添付書類（規則第6条、別表（1））及び手数料を添えて、医療衛生企画課に提出してください。医療衛生企画課から他の関係課と協議を行います。**【正本1部、副本2部】**
 - ・ 提出書類を精査及び検討し、提出書類の是正等を求めることがありますので、その際は対応してください。
 - ・ 状況によっては現場調査を行うこともあります。
 - ・ 審査終了後、許可（不許可）について通知します。

6 工事着工・竣工



7 完了検査申請書提出（条例第12条、規則第9条）

- 
- ・ 工事終了後、完了検査申請書を提出してください。建築物を新築した場合は建築物に係る検査済証も確認します。
 - ・ 関係各課とともに現場調査を実施します。
 - ・ 必要に応じて是正を指示しますので対応してください。
 - ・ 完了検査及び是正終了後、完了検査済証が交付されます。

8 ペット霊園の供用開始

- ・ 完了検査済証の交付を受けた後でなければ、ペット霊園を供用してはなりません。

問い合わせ先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 生活衛生担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所北庁舎 3階
電話：075-222-4272